

航行保安

昭和27年(1952年)6月の日米合同委員会で、次のように合意されている。

1. 電波航行補助施設及び航空保安施設の設置、運用及び維持の責任

電波航空保安施設の設置、運用及び維持の責任は、第一義的に合衆国軍隊の要求に基づく航空保安施設については、合衆国が負い、又日本国及びその領海の航空路のために存在する航空保安施設又は日本国の要求に適合するように第一義的に設置された発着地の航空保安施設については、日本国が負う。

電波航空保安施設の運用及び維持の標準と手続とは、既に規定されている国際民間航空機関(ICA0)の標準及び手続による。

2. 電波航空保安施設の飛行試験における責任及び手続

すべての電波航空保安施設の飛行試験は、日本国がその能力を有するというを両国政府が相互に同意する時期までは合衆国軍がこれを行う。日本人無線技術者は保安施設の飛行試験に参加するため合衆国空軍の航空機で旅行することが許可される。

3. 遭難通信

日本政府は、海上において遭難中の船舶又は航空機から受けた遭難通信を米極東海軍司令部に通報することとなっており、実施現状としては、昭和28年(1953年)2月2日米軍により海上保安庁と米極東海軍司令部間にテレタイプ回線が設置され、米軍使用船、米国船等の米軍に利害関係ある遭難船舶、航空機のみについて通報を実施している。

4. 航空補助施設の新設、変更、廃止の通告

海上保安庁は、航路告示及び航行警報をワシントン及び極東海軍司令部に送付する。極東海軍司令部は、ハイドロバック(米無電告示=航行警報に当たる)及び米国航路告示を海上保安庁へ送付する。

(注)航路告示は、航路標識の設置及び改廃に関する事項を含むものである。